

令和 2 年 11 月改正 報酬単価追加

## 宍粟市意思疎通支援事業実施要綱事務規定

## 1 手話通訳者及び要約筆記者の登録

宍粟市意思疎通支援事業実施要綱第 2 条 1 項中「手話通訳又は要約筆記の技術を有する者」は以下のとおりとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省令第 96 号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
- (2) 手話通訳者全国統一試験の合格者
- (3) 前 2 号で規定するものと同等と認められる者
- (4) 全国統一要約筆記者認定試験の合格者
- (5) 前号で規定するものと同等と認められる者

前 3 号及び 5 号の登録については、原則、手話通訳者養成講座又は要約筆記者養成講座を修了した者とする。

## 2 派遣の費用

市長は、手話通訳者及び要約筆記者（以下、「意思疎通支援者」という。）に対して下表に定める額を従事時間に応じて支給するものとする。

項目	基準		金額	
報償費	申請者との待ち合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。別途打ち合わせを行った場合はその時間を加算する。	1 時間まで	1,530 円	ただし、意思疎通支援業務の時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間の場合、次のとおり割増加算を支給する。報償費総額に 100 分の 25 を乗じた額
		1 時間を超えた場合、30 分毎	765 円	
	<u>遠隔手話通訳については、開始予定時間から終了時間までを基準時間とする。</u>	<u>1 時間まで</u>	<u>2,000 円</u>	
		<u>1 時間を超えた場合、30 分毎</u>	<u>1,000 円</u>	
自宅から意思疎通支援業務の実施場所までの往復に要した経費			実費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、1km につき 30 円とする。	

		有料道路、有料駐車場等を利用した場合は、実費を加えて支給する。
要約筆記機材	パソコン使用料	意思疎通支援者が自ら所有し、提供するパソコン1台につき500円を支給する。

(注) 1件あたりの派遣時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなし、1時間を越えて、1時間未満の端数が生じた場合は、30分毎に計算するものとし、15分以上のときはこれを30分とし、15分未満のときはこれを切り捨てる。